

## 長野市農業委員会 第16回総会議事録

- 1 日 時 令和3年5月31日(月)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時20分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員  
1番 善財 良治                      2番 池田 昌子                      3番 青木 保  
4番 曾根 信一                      5番 田中 章一                      6番 岡村 豊  
7番 鈴木 洋一                      8番 青木 明夫                      9番 小林 清男  
10番 村田千代春                      11番 佐藤 太吉                      12番 小滝 愛子  
13番 北村 守                      14番 中島 清                      15番 林部 安壽  
16番 羽田 悟                      17番 中澤 澄夫                      18番 関 正和  
19番 吉原 俊夫                      20番 松田 光平                      21番 酒井 昌之  
22番 塚田 厚                      23番 和田 修                      25番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
24番 北原 幸平
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 市川 隆道                      主幹事務局長補佐 竹下今朝光                      事務局長補佐 松橋 泰  
事務局長補佐 竹内 晃仁                      係 長 西澤 忠                      主 査 佐藤 康貴  
農業政策課  
専 門 員 山口 浩之                      係 長 市川 和正                      主 査 豊田 浩二
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第146号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第147号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農地利用集積計画」の決定について  
議案第149号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について  
議案第150号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第151号 非農地決定について  
報告第68号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第69号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第70号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について  
(2) その他農業委員会業務に係る事項について  
議案第152号 令和2年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価について  
議案第153号 令和3年度目標及び達成に向けた活動計画について

曾根会長代理 お忙しい中、今日のご苦勞さまで。

コロナワクチンもいよいよ始まりまして、全市民の方に行き届くにはまだ時間がかかると思いますが、これからの生活の中で、シェアリング、わかちあうこと。お互い大切にすること。思いやること。この三つがこれからは大切であると新聞にも載っていましたが、そのようにしていきたいと思えます。

第16回総会に出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を努めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますので、ご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章1行目の、「長野市農業委員会」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただいまから、第16回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思えます。本日の総会につきましては、現在の出席委員は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが欠席委員は議席番号24番 北原幸平委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 皆さん、ご苦勞さまでございます。農業委員会の青木でございます。平坦地では今、田植えの最盛期です。それから、果樹ではブドウの房こき、リンゴの摘果の最盛期ということで、委員の皆さまがたにおかれましても、お忙しい中、本日の会議にご参集いただきましてありがとうございます。私の気持ちを農地のつぶやきということで、今回15号ですけれども書かせていただきました。これをベースにお話をさせていただきたいと思えます。

まず、コロナ関係でございますけれども、私も実はコロナワクチン接種の予約ができました。6月6日と27日に行う予定です。順調にいきますと、これで人との会話も気持ちの負担が少しは軽くなるのかなと思っております。いずれにいたしましても、予防の切り札にはワクチンが一番だと思っておりますので、委員の皆さまがたもそれぞれワクチンに対する思いはあると思えますけれども、できるだけ早く接種していただいて、とにかく沈静化への協力をお願いしたいと思っております。それまでは、会食時における会話対策とか、飲食を伴う未対策店での利用についての制限等々について、自己防衛を図っていただきたいと思えますのでよろしく申し上げます。

実はワクチン接種のこのワクチンについて、たまたまテレビ番組で放送されておりまして、ワクチンを開発した人はハンガリー生まれの女性科学者カリコ博士という方です。このカリコ博士が約40年間かけて具体的にいいますと mRNA を用いたワクチンの開発の研究をされてきたそうです。ハンガリーやアメリカの大学で研究を続けましたが、評価されずに一時はこの研究を打ち切ろうとされたそうですが、家族、特にご主人の支援もあって研究を継続し、たまたまアメリカで民間のファイザー社と提携をされたビオンテックという会社から誘いがあり、副社長として入られて、このワクチン開発の第一人者となられたという経緯でございます。いずれにいたしましても、普通であれば10年ぐらい新しいワクチンを開発するのにかかるのですが、今回、彼女のおかげで、1年足らずでこのワクチンが世界のパンデミックを何とか助け出すということになったということで、この恩恵を私個人も来週受けるということで、参考までにお話しさせていただきました。

話は変わりますけれども、4月の総会でも触れましたが、4月の初めから4月の26日ぐらいに凍霜被害が発生し、県内はもとより東北の山形県や福島県のほうでも相当、凍霜害が出ているとお聞きしました。身近では善光寺平、特に私ども長野市農業委員会の管轄の中でも非常にレベルの深刻な凍霜害が出ております。過日、今日の資料でご覧になっていただきましたけれども、長沼地区と豊野地区の農業委員さんと推進委員さんにご案内いただきまして現場を見させていただきました。私自身も果樹栽培していますが、ひどいものです。梨、特に南水は全く付いていません。こんなひどいレベルの凍霜害というのは初めて目の当たりにして、これから4カ月、5カ月、消毒や草刈りなどの面倒見ていかなければいけないが、やる気も元気も出ないというのが率直な気持ちでございます。皆さま方のご協力で私ども農業委員会関係の情報は一通り集めることができました。また事務局からご説明があると思いますが、別紙のとおりであり、農林部のほうにお話を申し上げたり、議会のほうに情報を流したいと思っております。いずれにしてもソフト、ハードの両方の面で、対策が必要となっております。これからは毎年のように、多かれ少なかれ凍霜害が起きる覚悟も必要だと思っております。どういう対策をしていくかということそれぞれの立場で意見をお聞きし、対策を求めていきたいと考えております。

それからもう一つは、皆さんも新聞でご存じのとおり、飯綱町の元町長さんで、中山間地の農業に興味をお持ちになり、い

ろいろとアイデアを出された町長なのですが、草刈りをやっ  
ていて、田の法面から落ちて下敷きになって亡くなったという  
お話を聞きました。本当に他人事ではないなというのが率直な  
気持ちでございます。去年の10月にも飯綱町で、21歳の青年  
がSSの下敷きになって亡くなっています。同じ村でこのわず  
かな期間で2件も死亡事故が起きたのは非常に大きな問題だ  
ろうと思っています。

当然、基本的には農家が自己防衛するっていうのは大前提で  
すが、行政が関係機関と連携し、特に高齢者の農機具の扱い方  
について基本をきちんとお伝えしなければいけないと思いま  
す。シートベルトをきちっとやるとか、トラクターの場合は安  
全用のアームを必ず付けるとか、そういったことをもう一度、  
徹底しなければいけないと思えます。

最後になりますが、長野市も農業政策の中でいわゆる農福連  
携という言葉が出てきました。これは農業が高齢化により就農  
者の数が減っていることや、後継者が少ないということ。一方  
では身障者施設におかれましては農業を全く知らないという  
中で、お互いのメリット、デメリットを確認しながら、お互い  
にいい方向にもっていこうという内容でございます。

今日法人の農家創設でご説明いただく、社会福祉法人●●さ  
んは、若穂地区で地域のコミュニケーションに積極的な法人で  
ございまして、特に農業関係では、既に自分たちで食べるもの  
は自分たちで作りながら、お弁当、仕出しを販売しているとい  
うようなこともやっており、非常に先駆的な取り組みをされて  
います。新しい長野市の農福連携の形としては、非常に頼もし  
い法人であると思えますので、ご審議いただきたいと思いま  
す。

今日は、経基法も含めて内容的に盛沢山ですけれども、スム  
ーズな会にしていきたいと思っておりますので、ご協力よろし  
くお願いします。以上になります。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして市川事務局長より、ご  
挨拶をお願いします。

市川事務局長

どうもこんにちは。事務局長の市川でございます。本日はご  
多用の中、青木会長をはじめ委員の皆さまには、第16回長野市  
農業委員会総会にご出席を賜り、ありがとうございます。また  
日頃、現下のコロナ禍の中、農地利用最適化活動等にも尽力を  
いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思えます。さ  
て、会長のご挨拶にもありました新型コロナウイルスですが、  
感染拡大の収束がまだ見通せない中、ご存じのとおり、緊急事  
態宣言が発出されている都道府県におきましては、その期間が

延長されたところでございます。そのような状況下で本市でも高齢者へのワクチン接種が始まっており、今後、接種が進むことによりまして感染拡大の抑制に大きな期待が向けられているところでございます。

次に、7年ほど前にマイマイガが大量発生したことはまだ記憶に新しいところかと思えますけれども、現在、県内におきまして大量発生懸念があるということで注意が呼び掛けられている状況にあります。本市でも5月に浅川の住宅生け垣に幼虫の大量発生が確認されております。ご存じのとおり、幼虫は果樹の葉を食い荒らす害虫であります。幼虫が小さいうちに駆除するなど、今後、注意が必要になってくるのかなという長野市環境部の情報でございます。本日は農地法関係等議案10件、報告案件3件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。重ねてスムーズな審議へのご協力をよろしくお願いいたします。それでは着座にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号9番 小林清男委員と議席番号10番 村田千代春委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案案件に関しましては議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてにおいて、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。この他に本件の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたらお申しください。別紙1以外に、他はございませんね。

【該当者なし】

議長 それでは別紙1のみといたします。次に議案の修正等の報告を事務局よりお願い申し上げます。

佐藤主査 事務局の佐藤です。お配りしました訂正票のとおり、経基法で訂正があります。議案説明時に農業政策課の担当から詳細に

について説明いたします。以上です。

議 長 それでは、本日は農地法に関わる法人参入の案件が1件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案及び議案の流れについて説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。説明させていただきますけれども、着座にて失礼をいたします。農家創設の法人参入案件について説明いたします。議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、右上に別冊1-2と書いてある冊子になります。こちらの125ページ、番号261番の案件でございます。本件は法人の農家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の担当者から事情聴取を事前に行うものです。社会福祉法人●●が若穂保科地区の農地に賃貸借権を設定して農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入する予定です。一定の条件を満たす場合は許可することができることとなっております。

既に地区調査会に出席し、営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画の説明をお聞きするというご越しいただいております。審議の流れについて説明いたします。まず、地区調査会長から補足説明及び調査結果の報告をお願いします。次に、現在、外で待機中の法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただき、質疑応答を行います。質疑応答終了後、法人担当者には退席していただき、その後、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては以上です。

議 長 ただ今、事務局から議案と審議の流れについての説明をいただきました。続いて東部地区調査会長から法人の営農経過についての調査結果並びに補足説明をお願いいたします。なお、資料は別冊4の他、関係議案は別冊1-2の議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてになります。東部地区調査会長、よろしくをお願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村と申します。去る5月25日ですが、東部地区調査会におきまして、その席上にこの福祉法人さんがみえまして営農計画をご説明いただきました。一番の基本は加工トマトを作りますということでもあります。●●さんに出荷をするということでもあります。今回、長野県でも初めて農福連携の事業をしていくということで、大変素晴らしい内容でありました。調査会の中では一応暑い時期に作業をするということで体に気を付けながらやっていただきたいというようなこととか、あと病気、疫病とかオオタバコガという虫で果実が刺されてしまう

ような病気も出るということで、防除も気を付けながら、果実をしっかりと大切に守っていただいて栽培をお願いしますということをお願いして、東部調査会の全員の許可が下りたという状態であります。以上であります。

議 長 ありがとうございます。それでは法人の担当者から聞き取りを行います。説明を行う法人の担当者に入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 ご苦労さまです。どうぞお座りください。  
法人担当者 すみません。失礼いたします。

議 長 今日はお忙しいところ、長野市農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは早速、社会福祉法人●●様が今回、農業の分野に参入される経過を含めて自己紹介、営農計画等のご説明をよろしくをお願いいたします

法人担当者 皆さん、こんにちは。ただ今、ご紹介いただきました、社会福祉法人●●、私は常務理事を務めております●●と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。本日は、私と●●事務局長と、それと現場で実際に農業の指導面を務めていただいております●●指導員と、3人でお邪魔をさせていただきましたのでよろしくをお願いいたします。このたび、農業を考えておりますのは、長野市若穂保科でございます障害のある方々の働き場、活動の場として障害者支援を行っております障害者支援施設●●でございます。●●におきましては、一般就労等がかなわなない障害の重い方々が福祉的就労ということで、緩やかにさまざまな作業を行っております。そんな中で今、国、県、そしてこの長野市におきましても農福連携ということで、農家の担い手不足とそして私どものところで仕事をしてきている障害のあるかたがたとのマッチングを図って、そして障害者の人たちの農業という働き場を作っていこうという、そんな施策が動いている最中でございます。私どものところにおきましても、長野市若穂保科という非常に環境のよろしい地におきまして、今後、農業のほうに入らせていただいて、みんなで一生懸命仕事をさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。皆さまがたのご指導をちょうだいしながら、でき得る限り継続した農業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。具体的なところは●●事務局長から説明をさせていただきます。

法人担当者 ●●でございます。それでは営農計画書についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。お手元に資料がおりかと思えます。営農の概要ですけれど、農業を行う

理由ですけれど、●●さんが長野県農福連携コーディネーターの紹介によって加工用トマトの栽培を当法人に依頼してきました。私どもの法人にも農業経験のある職員がいることや、今回は●●さんから栽培の技術指導等も受けられるということで、農業を開始することといたしました。生産する作物は加工用トマト、ジュース用の加工用トマトでございます。営業方針としてはなるべく減農薬栽培を目指して、安心安全の農作物を生産したいというふうに考えております。労働力は施設の職員、それと利用者、障害を持って通ってらっしゃる利用者でございます。

農地までの所要時間と移動方法ですけれど、後ろにある地図のとおり、●●の事業所から距離にすると500～600メートル、700～800メートル、1キロに満たない距離でございますので、車で移動すれば数分で着く距離でございます。販売方法としては契約栽培でございますので、全量を●●さんのほうへ販売する予定になっております。将来の目標としては、先ほど常務が申しましたように、当法人は障害福祉サービス事業を営んでおります。障害者の就労支援を行ってきております。今回の農業生産を通じて、障害者が地域の中で自立した生活が営めるよう取り組んでまいりたいと思っております。それから、若穂保科という地域柄、中山間地の遊休農地を活用して、今後は農業生産の規模を拡大することによって農福連携を推進して、雇用の増加や地域活性化に貢献してまいりたいと考えております。農業の労働力ですが、そこに記載の職員、それと利用者約15名ほどでございます。

次のページにいきまして、経営の内容ですけれども、加工用トマト15アールを予定しております。今回、お借りしている土地が15アールぐらいなのですが、初年度ということもありまして、このうち7アールぐらいを作付けしていきたいというふうに考えております。耕作地はそこにある保科矢原の地籍でございます。次のページにいきまして、営農技術などの習得方法ですけれど、職員に農業経験者が何名かおります。今日、来ております●●も元農機具メーカーの社員でございまして、基本的な農機具の操作、あるいは生産技術は持ち合わせておりますので、そういうことで可能かと思っております。また、契約栽培先であります●●さんから技術指導を受けまして、栽培のほうは取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから農業機械の所有状況ですけど、そこに記載のとおりですが、一番下に動噴のメーカーで朝場と書いてありますが、布の麻の、麻場の機械でございます。そこだけ訂正させていた



できます。それから資金計画ですけれど、借入等は起こさず自己資金、農業資材とか肥料等は自己資金で賄う状態になっております。簡単ですけれど、このような営農計画で栽培のほうを進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、社会福祉法人●●さんから営農計画等についてご説明をいただきました。これより質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

曾根会長代理 ご苦労さまです。曾根といいます、取り組む品目はすごくいいと思います。ジュース用トマトは従来、長野県でも取り組みされております。特に3番目の花が、最初の花と同じ時期に咲きますので、この部分にしっかりと実を結べば、収量も多くなりますので、これはしっかりと管理をしていただきたいと思っております。あと、疫病の話も先ほど出ましたが、それとあと、どうしてもアブラムシによってウイルス病が出ますので、その点をまた注意してやってもらえば収量も上がると思っております、ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

議 長 曾根会長代理さんは野菜の指導員をしておりましたので良くご存じですから、もし何かありましたらまたお聞きください。

法人担当者 よろしく願いいたします。

議 長 他、いかがでしょうか。関委員さん、どうぞ。

関地区調査会長 関といいます。新しい試みということで、最初は大変だと思っておりますけれど、ぜひ成功させていただければと思っております。3ページの3の経営内容のところ、販売計画が記載されており、利用者の方が頑張って作業されるわけですから、何らかの形で利用者の皆さんのほうへの還元といいますか、そういうものはあるのでしょうか。

議 長 よろしいですか。

法人担当者 売り上げから原材料諸費等を引いて、そしてそれを全員に適正に配分をするという形で工賃を支給させていただいております。今現在、昨年度はコロナで、どの仕事におきましても本当に減収ということで厳しい状況でありましたが、私たちが目標としておりますのは、利用者さんお一人に対して月額3万円の工賃支給を目指しております。コロナ禍の以前のところでは、平均工賃額が2万6,000円ぐらいの支給をさせていただいておりました。よろしいですか。

議 長 いいですね。

関地区調査会長 はい。

議 長 他にございますか。意見も出尽くしたようでございます。私のほうから一言お話しさせていただきたいと思います。従来の農福連携という中では、なかなか農家の方も障害者の方は使いづらいただろうという意識があり、逆に福祉施設側のほうとすれば、農業って難しいのではないかとということでお互いに踏み込むことに対して、躊躇した状況が実際ではなかったかと思えます。今回、思い切って●●さんが踏み込んで事業として農業をやることに対しては、長野市としてもすごく大きな第一歩ではないかなと私自身は思っております。

正直、農家も非常に今、手が足りなくて困っている。そういった中で障害者の方々が少しでも、いわゆる農業の振興のためになり、逆にまた福祉の分野においても農業が生きがいとなるというようなことも含めて、ぜひ成功させていただければありがたいなというふうに期待をしておりますので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上です。他にはよろしいですね。ありがとうございました。これで質疑応答を終了しますので、退席をお願いしたいと思います。ご苦労さまでございました。

法人担当者 どうもありがとうございました。皆さまがたからのご指導をいただきながら、頑張ったいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。

**【法人担当者退室】**

議 長 ただ今の案件につきましては、この後、行う議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を行いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議事に入ります。農地所有等に関わる事項について審議を行います。議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 それでは事務局の竹下ですが、私のほうから説明させていただきます。初めに本日の資料でございますが、農地法の議案に関わる本冊の他、農業経営基盤強化促進法に関するものが別冊1-1、1-2、1-3の3冊。農地中間管理事業に関する別冊2、農振除外に関する意見聴取の別冊3と、先ほどご覧いただきました法人農家創設に関わる別冊4がございます。

それでは議案第144号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第16回総会農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番から3ページの10番まで合

計 10 件ございまして、内容は所有権移転案件が 8 件、賃貸借権設定案件が 1 件、使用貸借権設定案件が 1 件となります。なお、1 ページの 1 番、4 番、それからその 4 番と関連で 2 ページの 5 番と 6 番、そして 2 ページの 8 番の計 3 件は農家創設案件です。申請案件の内容につきまして、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。本議案は、長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、お願ひをいたします。初めに中部地区調査会長から 1 番、お願ひします。

北村地区調査会長 　中部地区の北村でございます。1 番でありますけども、農家創設案件になります。定年退職を機に家族で米作りに取り組みたいというものでありまして、営農計画等をお聞きしましたが問題はございません。大変ありがたいことだというふうに感じております。以上になります。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から 2 番から 7 番、お願ひします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会の村田です。よろしくお願ひいたします。2 番、3 番、それから飛んで 7 番は有償による権利移転案件です。地区調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たすため、問題ないと判断しました。それから 4 番、5 番、6 番ですが、これは同一者の受人による農家創設となります。地区調査会で営農計画を説明いただきましたが、効率的に耕作を継続できると認められるため、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から 8 番から 10 番、お願ひします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。8 番につきましては、農家創設ということであります。夫婦で居酒屋さんをやりまして、そこにおいしい野菜を出していきたいというような方です。それとあと 9 番につきましては高齢の方ですが、ブドウをまた一生懸命作っていきたいというような方で、10 番につきましては生前贈与であります。息子さんナスとキュウリ、トマト等、野菜を一

- 生懸命作っていきたいというような内容でありました。許可条件にも適応しておりまして、問題はありません。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは意見がないようですので、採決に入ります。議案第144号について許可することに賛成の方は挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の意思が確認できました。全員賛成ですので、議案第144号は原案のとおり決定をいたします。
- 続きまして議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 竹下主幹兼事務局長補佐 それでは議案第145号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。5ページをご覧ください。番号1番から3番の3件になります。1番は住宅敷地を拡張して、自宅庭、農業用機械置き場を設置する転用案件です。2番は住宅敷地を拡張して、自宅庭進入路、農業用倉庫を設置する転用案件です。3番は農家住宅建築の転用案件です。内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から3番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番と2番、お願いいたします。
- 関地区調査会長 1番、北部地区調査会の関です。1番、2番の2件につきまして、周辺農地の営農条件等に支障を生ずる恐れがないというふうに判断をいたしまして、調査会では許可相当と判断しました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から3番、お願いいたします。
- 岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。3番の案件については農家住宅の建築でございますけども、調査会で検討しました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。いかがですか。特にございませんか。
- 【質疑なし】

議 長 それでは、ただ今から議案第 145 号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認ができました。議案第 145 号は全て許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第 146 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 事務局 長補佐 議案第 146 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。番号 1 番から 9 ページの 7 番までの 7 件です。1 番は農家分家住宅を建築する転用案件です。2 番は後継者別棟住宅を建築する転用案件です。3 番は農家分家住宅を建築する転用案件です。4 番は後継者別棟住宅を建築する転用案件です。8 ページ及び 9 ページをご覧ください。5 番、6 番については、両案件ともに砂利採取用地として許可の日から 1 年間、一時転用する案件です。なお、砂利採取用地としての一時転用案件は、備考欄に記載のとおり、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件となります。

9 ページの 7 番は駐車場を設置する転用案件です。また、番号 1 番と 3 番は備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可条件に照らし、立地条件等、特に問題がないと判断をいたしました。なお、先月の総会で許可すべきものをご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第 5 条、13 件の案件につきましては、全て許可済みとなっておりますのでご報告させていただきます。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは 1 番から 7 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から 1 番から 4 番、お願いします。

関地区調査会長 北部地区調査会の関です。1 番から 4 番の 4 件について周辺

農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から5番、お願いいたします。  
北村地区調査会長 5番ですけども、先ほど事務局のほうからご説明ありましたとおり、砂利採取のための一時転用であります。周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から6番、お願いいたします。  
村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。6番ですが、5番と同じく砂利採取のための1年間の一時転用で、調査会で検討した結果、許可条件に適合しているため問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長からは7番、お願いいたします。  
北村地区調査会長 東部地区の北村です。7番につきましては駐車場の設置ということでありまして、仕事場のそばに駐車場を設置するということでもあります。駐車場の周りには農地もないということで、許可条件にも適合しているということで問題はないということになりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでしたので、採決に入ります。議案第146号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の挙手を確認いたしました。よって、議案第146号は全て許可相当と決定をいたしました。

続きまして議案第147号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 事務局長補佐 議案第147号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明申し上げます。11ページをご覧ください。相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくても、その税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は一定の要件の下、相続税の全部、または一部の納税が猶予され

る制度です。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者であるための証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、相続人は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であることです。

また、以前は相続人自らが農業を行う場合だけが対象となっておりましたが、平成21年度の租税特別措置法の改正により、現在は利用権設定等促進事業及び農業中間管理事業の特定貸付を行った場合にも適応されることになっております。今月は1件ですが、その適格者であるか、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。南部地区調査会長からお願いします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会、村田です。相続人は野菜を中心に、熱心に栽培をされておりますし、適正に耕作されております。調査会で検討した結果、問題なしと判断しました。以上です。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 　ないようですので、採決に入ります。議案第147号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の方の賛成が確認できましたので、議案第147号は原案のとおり決定をいたしました。

　続きまして議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課 市川係長 　農業政策課の市川と申します。よろしくお願いいたします。議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてご説明いたします。着座で失礼いたします。まず、訂正がございます。訂正票をお配りしたのですが、別冊1-1の5ページと25ページが同じ訂正になります。所有権移転と利用権設定の10年以上の貸し借りなのですが、9番、5番の受人のところ、議案のほうは長野市大字小島●●番地●●、●●さんとなっているのですが、議案の作成後にご本人のほうから住所を転居したと、それとあと氏名のほうが変わったということでご連絡いただきましたの

で、長野市戸隠豊岡●●番地●●の●●さんに訂正させていただきます。

併せまして、別冊 1-3 の 184 と 185 のほうです。これは利用権設定関係の農地中間管理事業の使用貸借なのですが、113 番と 114 番、こちらは地番が誤りで、●●を●●に訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。それでは戻ります。

農業経営基盤強化促進法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること。2 番目、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。3 番目、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること。そして最後、下限面積についてでありまして、以上の要件を全て満たすことを確認しております。

お手元の議案、別冊 1-1 の 2 ページをご覧ください。今回の所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数は 488 件、総面積は 504,339.54 m<sup>2</sup>でございます。ページを一つ戻っていただきまして、1 ページをご覧ください。賃貸借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方、146 名、利用権を設定する方、323 名となっております。以上につきまして、ご決定くださいますよう、どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず、1 の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃借権、使用貸借権について、一括して報告をいただきます。なお 6 の農地中間管理事業（賃貸借権）と、7 の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により、機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思っております。

なお、お手元の別紙 1 のアからカの案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で採決を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ま



た別紙2のキ、クの案件につきましては、下限面積要件のため、所有権移転と利用権設定に関連ありますので、審査から採決までを単独で行いたいと思います。さらに、別紙2のケ、コ、サの案件につきましては、農家創設案件でございますので、この後、議案第149号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを審議したあと、審査から採決までを単独で行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 それでは初めに、1の所有権移転関係の1番から25番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から6番、お願いをいたします。

関地区調査会長 北部地区調査会の関です。1番から6番については、原案のとおりでよいと判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から7番から11番、お願いします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。7番から11番まで、いずれも許可条件に適合しており、問題ないと判断しました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から12番から16番、お願いいたします。

北村地区調査会長 12番から16番について、原案どおり決定することで問題はありません。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から17番から22番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。17番から21番は諸条件を満たしており、問題ないと判断しました。22番は農家創設になります。地区調査会で営農計画のご説明いただきましたが、効率的に耕作を継続できると認められるため、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 それでは東部地区調査会長から23番から25番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村と申します。23、24、25につきまして、調査会の中でも協議をしましたが、特に問題ないということで、原案どおりで決定するという事で問題がないということでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、先ほど申し上げました審査から採決までを単独で行う別紙1のア、イ、及び別紙2のキ、ク以外について行います。先ほどの農業

政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

**【質疑なし】**

議 長 ないようですので、所有権移転案件について採決を行います。別紙1のウ、エ及び別紙2のキ、クを除いた所有権移転関係について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしましたので、続きまして2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、2の6年未満賃貸借権が31件、10年以上の賃貸借権は10件、使用貸借権は16件です。初めに北部地区調査会長から検討結果をお願いいたします。

関地区調査会長 北部地区調査会の関です。いずれも原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長からお願いします。  
岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。問題ないと判断をさせていただきました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長からお願いします。  
北村地区調査会長 中部地区の案件、いずれも原案どおり決定することで問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。  
村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。調査会で検討した結果、問題なしと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長からお願いします。  
北村地区調査会長 東部地区の北村です。原案どおり決定することで問題ないということであります。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、先ほど申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1のウ、エ、オ、カ及び別紙2のキからサの案件を除いた利用権設定について、採決を行いたいと思います。先ほどの農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会からの報告について、まずご発言のある方は挙手をお願いします。何かご発言ありますか。特にないですね。

**【質疑なし】**

議 長 それでは利用権設定関係についての採決を行います。別紙1のウからカ、及び別紙2のキからサ以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。

続きまして、下限面積条件により保留にいたしました、別紙2のキ、クの案件について質疑、採決を行います。農業政策課の説明及び地区調査会の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですか。

**【質疑なし】**

議 長 質問はありませんので、これも採決に入ります。別紙2のキ、クの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員の方の挙手を確認いたしました。続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙1のアからカの案件について質疑を行います。別紙1のア、イ、エ、オにつきましては、塚田厚委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

**【塚田委員退席】**

議 長 それでは別紙1のア、イ、エ、オについて、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について発言のある方は、挙手をしてお願いいたします。特にありますか、ないですか。

**【質疑なし】**

議 長 質疑ありませんので採決に移ります。別紙1のア、イ、エ、オにつきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員の方の賛成を確認させていただきました。塚田委員の入室を許可します。お願いいたします。

**【塚田委員入室】**

議 長 それでは続きまして、別紙1のウにつきまして、田中委員が関係しておりますので退席をお願いいたします。

**【田中委員退室】**

議 長 別紙1のウにつきまして、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。特別いいですね。

**【質疑なし】**

議 長 質疑がございませんので、採決に入らせていただきます。別紙1のウについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきましたので、田中委員の入室を許可します。

- 議 長 【田中委員入室】  
ご苦勞さまでございます。続きまして別紙1の力につきまして、曾根代理が関係しておりますので、退席をお願いいたします。
- 議 長 【曾根代理退室】  
別紙1の力につきまして、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をしてお願いをいたします。いかがでしょうか。特にないですね。
- 議 長 【質疑なし】  
それでは質疑がございませんので、採決を行います。別紙1の力について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】  
全員賛成の挙手の確認をいたしましたので、曾根代理の入室を許可します。
- 議 長 【曾根代理入室】  
ありがとうございます。以上で、議案第148号は別紙2の農家創設案件以外の案件につきましては、全て原案どおり決定をいたしました。
- 議 長 続きまして議案第149号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課の説明をお願いいたします。
- 農業政策課 山口専門員 農業政策課の山口と申します。議案第149号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてご説明いたします。着座で失礼いたします。初めにすみません。事前に送付させていただきました資料に一部誤りがあったことから、資料の差し替えをお願いいたしました。委員の皆さまがたには大変ご迷惑をお掛けしたことを、おわび申し上げます。それでは左上に差替と書かれた資料、別冊2-5を、ご覧をいただきたいと思えます。ご存じのように農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項において、市町村は必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものでございます。それでは別冊の1ページをご覧いただきたいと思えます。今回、権利移転を受ける人は3人で、賃貸借及び使用貸借で8,647㎡を長野県農業開発公社が貸付を行うものでございます。2ページをご覧ください。番号1、社会福祉法人●●は加工用トマ

トの栽培で、若穂保科地区において農家創設をする法人となります。番号2、●●さんは野菜の栽培で、松代町大室において農家創設をする方になります。番号3、●●さんは水稻の栽培で、川中島町上氷鉋及び篠ノ井小松原地区において農家創設をする方になります。説明につきましては以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは各地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いいたします。初めに東部地区調査会長から1番と2番、お願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村と申します。1番と2番ですが、1番につきましては、先ほど説明がありました法人の方でございます。それと2番の●●さんにつきましては、調査会のほうに来ていただきまして、営農計画等説明をいただきました。調査会の中では原案どおりで特に問題はないということで、原案どおり決定することで問題ありませんという話になりました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から3番、お願いいたします。  
北村地区調査会長 3番でありますけども、中部調査会でお話をしましたが、退職を機に農業に取り組むというものでありまして、営農計画もしっかりしており、農機具も既に手配済みということで、大変心強く感じております。なお、篠ノ井小松原に一筆がありますので、南部地区の村田調査会長とも協議をいたしております。問題はありません。以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をしてお願いいたします。ありませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので、採決に入ってきます。議案第149号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきましたので、議案第149号は全て原案のとおり決定をいたしました。

それでは、ただ今の決定を受けて、先ほど保留となっておりました議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてのうち、別紙2のケ、コ、サについて発言のある方の挙手を求めます。何か、よろしいでしょうか。ケ、コ、サ、3件の要件です。ないですね。

【質疑なし】

議 長 それでは質問がございませんので、採決を行います。原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。従いまして、議案第148号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。

ただ今、14時50分でございます。次の議事に入る前に10分ほど休憩を取りたいと思います。3時ちょうどに再開したいと思います。それでは暫時、休憩に入ります。

【休 憩】

議 長 それでは15時になりましたので、議事を再開いたします。続きまして議案第150号 農振除外等に関する意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から、説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の豊田と申します。よろしくをお願いいたします。  
豊 田 座って説明させていただきます。早速ですけれども、お手元の資料の右上に別冊3と書いてあります第16回農業委員会総会議案、農振除外等に関わる意見聴取につきましての10ページをお願いいたします。今回の農業振興整備計画の変更は軽微変更2件につきまして、よろしく願いします。2ページのほう、お願いいたします。

軽微変更番号1でございます。事業計画者、土地所有者の●●さん。所有農地のほぼ中心に位置する申出地に農業用倉庫を1棟建てて、農業用機械等の保管庫として既に利用しておりますことから、追認となります。申出地は篠ノ井小松原●●番地、地目は田でございます。軽微変更面積69.2㎡、上中堰土地改良区の受益地でございますけれども、土地改良事業の実施はございません。農地法は農用地区域内農地で2アール未満の農業用施設のため、届出により見込みがあり、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。

除外5要件でございます。軽微変更は、変更後も農業の用に供することから、⑤土地改良事業等完了から8年経過につきましては、条件を満たす必要がございませんので、①から④までの要件を満たしていることを確認しております。その下の説明でございます。事業計画者は、篠ノ井小松原地区で稲作を中心に5,100㎡ほど耕作しており、農業用倉庫1棟を農業用機械、農業用資材の保管庫として耕作地のほぼ中心であり管理しやすい申出地を利用しております。農用地区域の軽微変更が必要という認識がございませんので、今回改めて申出するものでございます。2ページ、3ページから7ページにつきましては地図、

現場写真等参考書類ございますので、参考をお願いいたします。

続きまして次に8ページをお願いいたします。軽微変更番号2でございます。事業計画者、土地所有者の●●様。自宅近くの農地に農業用倉庫を1棟建てまして、農業用機械等の保管庫として既に利用しているため、追認となります。申出地は屋島●●及び●●番地です。地目は畑、軽微変更面積は122㎡でございます。長野平土地改良区の受益地でございますが、土地改良事業の実施はございません。農地法は農用地区域内農地で2アール未満の農業用施設のため、届出により見込みがあり、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。

除外5要件ですが先ほど同様、①から④までの要件を満たしていることを確認しております。その下の説明でございます。事業計画者は、屋島地区で家業で稲作を4,900㎡ほど耕作しており、スピードスプレーヤー1台、乗用トラクター1台、草刈り機等の保管場所として、自宅に近く管理しやすい申出地を利用しています。農用地区域の軽微変更が必要という認識がございませんので、今回改めて申出するものでございます。8ページ、9ページから14ページにつきましては、地図及び現場写真でございます。参考にご覧ください。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに南部地区調査会長から1番、お願いします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会、村田です。軽微変更1番です。調査会で検討した結果、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 　続きまして、北部地区調査会長から2番、お願いします。  
関地区調査会長 　北部地区調査会の関です。軽微変更でありますので、許可できると判断いたしました。以上です。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。特に質問ございませんね。

【質疑なし】

議 長 　それでは、ないようでございますので、採決に入ります。議案第150号の軽微変更案件について、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の挙手を確認いたしました。全員賛成でございますので、議案第150号は用途区分を変更することに相当と決定し、

長野市長に参考意見を提出いたします。

続きまして議案第 151 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼  
事務局長補佐

議案第 151 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の 13 ページをご覧ください。番号 1 番から 21 ページの 162 番までございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で、山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定と議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知を発行し、その時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更届を行うことができます。

表の下に集計が載っておりまして、今月、ご決定いただくものは山林が 50 筆で、面積が 16,694 m<sup>2</sup>。原野が 112 筆で、面積は 40,652.31 m<sup>2</sup>。合わせて 162 筆、57,346.31 m<sup>2</sup>でございます。多くは本年 1 月に中条地区と信州新町地区の対象者に、調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請があったものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議

長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議

長 ないようでございますので、採決を行います。議案第 151 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので、議案第 151 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして報告第 68 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 69 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び報告第 70 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についての 3 件について、事務局よりご説明をお願いいたします。

竹下主幹兼  
事務局長補佐

報告第 68 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてご報告申し上げます。23 ページをご覧ください。番号 1 番から 25 ページの 9 番までの 9 件になります。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届ければよいことになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の



権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 69 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。27 ページをご覧ください。番号 1 番から 35 ページの 30 番までの 30 件になります。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届で農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 70 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告を申し上げます。37 ページをご覧ください。番号 1 番から 4 番までの 4 件になります。農業用倉庫等、農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は、4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件についてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 68 号、第 69 号及び第 70 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　質問はないようでございますので、報告案件でございますのでご了解をいただきますけど、よろしく願いいたします。

それではここからは、その他の農業委員会業務に関することについて審議をいたします。最初に議案第 152 号 令和 2 年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価についてと関連がありますので、議案第 153 号 令和 3 年度目標及び達成に向けた活動計画についてを併せて議題といたします。本件につきましては、今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。事務局より、各地区調査会での意見等進行状況を含め、議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 　議案第 152 号 令和 2 年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価について、議案第 153 号 令和 3 年度目標及び達成に向けた活動計画についてご説明を申し上げます。本日配布をさせていただきました資料の 1 と 2 をご覧ください。この件につきましては、今月の各地区調査会にお伺いし、説明をさせていた

いただいた上でご審議をいただきました。まず、資料1については、調査会の説明時に口頭で訂正をお願いした箇所を修正してありますので、よろしくお願ひいたします。

それから、中部地区調査会でご質問いただいたわけですが、3ページの大きな3番、新たに農業経営を行おうとする者の参入促進の3番、目標の達成に向けた活動計画にある、長野市農業研修センター利用者で新規就農につながったケースはあるのかというご質問をいただきました。農業政策課にて確認をさせていただきましたが、個人ではゼロ、ございませんでした。法人で1法人ございましたので報告をさせていただきます。

次に資料2の3ページを、ご覧をいただきたいと思ひます。大きな4の遊休農地に関する措置の2、令和3年度の目標及び活動計画のその他のところになります。東部地区調査会及び南部地区調査会から、山林原野化している農地の非農地化を進めるべきとの趣旨のご意見をいただきました。それによりまして、記載しておりますとおり、山林原野化した再生利用困難農地は、迅速かつ適切に非農地決定を進めるに修正をさせていただきました。その他には特段、ご意見はありませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

なお、各表に記載してございます農林業センサスの数値でござひますが、2020年にセンサスが行われているわけですが、数値がまだ公表されていないため、2015年のものとなっております。国への提出までに公表された場合は、2020年の直近の数値に変更して提出をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。6月30日までに市のホームページ、また全国農業会議所のホームページで、全国の農業委員会の取組状況として掲載される予定となっております。ご審議のほど、お願ひ申し上げます。

議 長 事務局より説明をいただきました。ただ今の内容を含めて、各地区調査会長から補足説明等ございましたらお願ひをしたいのですが、いかがでしょうか。特にありませんか。東部地区調査会長、北村会長、お願ひします。

北村地区調査会長 先ほど令和3年度の部分で、非農地決定のところを進めてくださいということでありました。これについて、東部調査地区につきまして、7月、8月、9月ですか、農地パトロールのときに東部地区の委員全員でしっかり、非農地につきましては確認していこうという部分でまとまっていますので、ご報告させていただきます。お願ひいたします。

議 長 東部地区調査会長から非農地決定についてのご意見でございました。他はいかがでしょうか。他の調査会長、よろしいで

すか。それでは、ただ今の調査会長からのご発言も含め、皆さんがたからご意見ございますか。特に令和3年度目標及び達成に向けた活動計画は、活動計画については既に議論を1回してしますので、ご理解いただけていると思います。それでは特段、ご意見ございませんので、これで採決に移ります。議案第152号と議案第153号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきましたので、議案第152号と議案第153号は原案のとおり決定をいたしました。以上で予定をしていました議事については全てでございます。ここで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次の8、その他に移ります。凍霜害についてです。

竹内事務局長補佐 お疲れさまです。事務局の竹内です。お手元にお配りしてあります凍霜害に関する資料ですが、まず青木会長が現地調査した被害状況の調査書、それからもう一つ、A4の横版になりますが、農作物被害状況調査地区別一覧ということで、委員の皆様にご急遽、5月の地区調査会の際に情報提供いただきまして、目視等による被害把握をまとめた資料、2点ほどお配りしてございます。

青木会長の資料につきまして、会長挨拶でもありましたが、5月13日に、長沼、豊野地区を小滝農業委員、善財農業委員、それから豊野の菊地推進委員と現地を回ったということで、5番に現場視察状況を細かく記載いただいておりますが、かなりひどい状況とのこと。それからもう一つの資料につきましては、委員の皆さまに、本当にお忙しい中個々に調べていただいたり、また、情報を集めていただいたものを載せてございまして、北部地区調査会から始まって西部、中部、南部、東部と5地区ごとにまとめてございまして、どこの地区でも被害が出ている状況です。こちらの資料を基に、農業政策課等関係機関と今後の対応について協議していきたいと考えているところであります。凍霜害の状況につきまして、事務局からは以上になりますが、よろしく申し上げます。

曾根会長代理 ありがとうございます。本日の議事全体を通して、委員の皆さんから何かご質問等ありましたらお願いしたいと思えます。小滝さん。

小滝委員 小滝と申します。よろしく申し上げます。今回の凍霜害で、

千曲川の周辺が非常に被害を受けておりました、長沼はとてもひどいものですから、防霜ファンの補助、今現在は2機で100万ぐらいだと思うのですが、半分は国の補助で、あと半分は自己負担。この結果、防霜ファンが入っているところと入っていないところの違いっていうのははっきり出ておりますので、もう少しというか、長野市、県でもいいですが、補助をしていただいて、これから先の農業をどうしても担っていくような体制を取っていただきたいということが一点です。また、果樹共済に関しましては、10分の2が長野市で補助されておりますので、保険にも入るっていうことは非常に大事なことです、収入保険に関しては一切補助がないものですから、できれば少しの金額でもよろしいので、誰でも入れるような金額にさせていただいて、やはり農業を守っていかなくてはならないと思うのです。それにはやはりこれから先も水害や凍霜害は必ずあると思いますので、農業から離れないように、また先の見れる様な状態にさせていただきたいということがもう一つの要望です。1点目は防霜ファンの件。2点目は収入保険に対しての補助。是非考えていただいて、これからの長野市の果樹を守っていけるような状態をつくっていただきたいということを要望します。よろしく願いいたします。

竹下主幹兼  
事務局長補佐

今、小滝委員さんから要望ということでお話は承りました。3月の調査会でアンケート調査をお願いしました。農業振興アクションプランに対するアンケートですが、そちらでも凍霜害対策が課題に上がっており、農業政策課の方へ繋いでいく予定です。また毎年、市長への意見書の提出というものがありますので、意見書への反映も検討していければと思っています。また、議会の農林業振興対策特別委員会との意見交換会もございますので、そういった場面で議員さんへもお繋ぎをしていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。以上です。

曾根会長代理  
小滝委員  
曾根会長代理  
青木会長

小滝委員よろしいですか？

はい、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

よろしく願いいたします。

今、事務局からご説明いただきましたけれども、農林部長へはきちっとレポートを付けて出したいと思っています。それから、後にも説明ありますけど7月5日に長野市議会農林業振興特別委員会との懇談会があります。去年も一度やりましたけれども、今年は新しく顔ぶれが変わりました。委員長は浅川の松木茂盛議員です。役員が中心になって対応するつもりですけれども、より具体的なかたちで議会に対しては提言をしていきたいと思っていますので、ただ今いただきましたご意見含めて、

具体的な動きをしていただけるようなアクションに出たいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

曾根会長代理

他にございますか。塚田委員。

塚田委員

農業は自然相手なので、果樹共済とか水稲共済、それから私がやっているそば共済などあって、そういった細かい品目で共済があるのですが。私も実際3年前から収入保険に入っているのですが。掛け金は正直なところ非常に高いです。果樹共済、水稲共済とかに比べると大きな額なのですが。日本全国けっこうな自治体で、この収入保険に対する自治体の補助ってというのがあるということも承知をしております。やはり安心して農業経営ができるという点では共済というのは大事な部分であると思うので、是非、市としてもこの収入保険に対しても取り組んでいただきたいと考えております。

曾根会長代理

要望ということよろしいですか？

塚田委員

そうです。

曾根会長代理

他によろしいですか。なければ事務局による今後の日程説明をお願いします。

竹内事務局長補佐

皆様、お疲れさまでした。総会の次第の一番下のところで今後の日程ということで次回の第18回総会につきましては6月30日の水曜日午後1時半から午後3時半の予定でありまして、こちら10階の会議室203、隣の部屋になりますがよろしくお願いいたします。裏面をご覧くださいと思いますが、2番で地区調査会、農家相談会等日程一覧ということで載せてあります。それから3番で今後の会議等日程一覧ということで第18回総会の7月30日までの予定を載せてございます。あくまでも現時点での予定ですが。コロナの関係で中止になる場合もありますので、最終確認につきましては開催通知等でご確認いただきたいと思います。先ほど会長のお話にもありましたが4番のところにも市議会農林業振興対策特別委員会との意見交換会ということで、コロナの関係で役員の皆さんだけで予定はしていますが、7月5日ということで現在予定しております。7月5日、9日、12日と管内視察、役員会と重なってきますが、皆さんご協力をお願いしたいと思います。事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。今後の日程についてよろしいですか。では、以上で第16回総会を終了いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。お疲れさまでした。